

第 59 回鎌倉市景観審議会議事録

日時：令和 6 年（2024 年）11 月 1 日（金）

午後 3 時 30 分から午後 6 時 00 分まで

場所：鎌倉生涯学習センター 第 5 集会室

1 出席者

（1）委員

ア 現地：志村会長、宇治委員、小川委員、田邊委員、水沼委員

イ オンライン：赤松委員、中杉委員、奈須委員

（2）事務局：都市景観部部長 古賀

都市景観部次長 田中

都市景観部都市景観課課長 若林

都市景観部都市景観課都市景観担当 担当係長 平井

都市景観部都市景観課都市景観担当 指導監 前田

都市景観部都市景観課都市景観担当 芝、藤本、大武

（3）関係課：文化課課長 島田

公的不動産活用課担当課長 岩元

公的不動産活用課課長補佐 伊東

（4）傍聴者：1 名

2 議題

（1）諮問事項

景観重要建築物等の指定について（旧鎌倉図書館）

（2）諮問事項

景観重要建築物等の指定変更について（鎌倉文学館）

（3）報告事項

景観重要建築物等敷地内での増築等について（鎌倉文学館）

（4）報告事項

令和 5 年度景観計画実績報告について

3 議事内容

以下のとおり

< 1 前回議事録の確認について >

第 58 回鎌倉市景観審議会の議事録について確認を行った。

< 2 議題 >

以下のとおり

（1）諮問事項 景観重要建築物等の指定について（旧鎌倉図書館）

事務局から資料に基づき、景観重要建築物等の指定について説明

〔委 員〕改修前の姿がどうだったのかを確認したい。例えば、昭和 11 年当時の古い南立面図では、2 階窓の上にモールディングがあるが、復原されていない。これは失われていたから復原しなかったのか、手がかりがなかったから復原しなかったのか。改修工事前後にどの位、差異があったのか比較できる資料があるのか。

〔事 務 局〕昭和 26 年当時の古写真が残されているが、モールディングはない意匠である。残っている図面が最終図面でない可能性もある。基本的には残された建物を復原している。

- 〔委 員〕 承知した。昭和 11 年の竣工時の写真はないか。
- 〔事 務 局〕 竣工時の写真は、中央図書館には保管されていると思われるため、後日確認して報告をする。
- 〔委 員〕 建物の色彩は、当初に近づけるためこの色彩となったという理解でよいか。
- 〔事 務 局〕 その通りである。スクラッチタイルの色彩は、古いタイルと色合わせをして、できる限り再現している。瓦も、残されていたいぶし瓦の色と色合わせをしている。また、リシン掻き落としの外壁は、当時の色彩と想定されるアイボリーで施工している。
- 〔会 長〕 懸魚は棟木の端隠しとして打ちつける部材なので、裏側には横架材が延びているはずだが棟木がない。どの時点でなくなったのか。
- 〔事 務 局〕 昭和 26 年の古写真を見ても、現在と同じ取り付け方をしているように見える。和風のデザインを引用しながら、構造は洋風に処理したのではないかと考えられる。
- 〔会 長〕 珍しいデザインであるため、どの時点からこの形となったのか資料を保管しておくことも重要である。
- 〔委 員〕 指定をするにあたり、昭和 11 年当時の外観としての継承性が重要と考える。そのため、図書館に保管されている当時の古写真等を添付し、基本的な意匠は変わらずに維持していることが分かる資料が必要となる。そうでないと、見た目はかなり新しい建物に見えてしまう。
- 〔事 務 局〕 指摘のとおり、竣工当時の古写真も添付すべきだった。後日、図書館等で入手できたら補足資料として提出したい。
- 〔委 員〕 指定自体に異論はないが、市民の方へ向けて建物の来歴を伝えるパネルを現地に掲出する等周知の方法を検討してほしい。そのような予定はあるか。
- 〔事 務 局〕 景観重要建築物等に指定されるとプレートを掲出し、登録有形文化財の表示も併せて行う。また、青少年課で建築物の歴史がわかるような掲示を検討していると聞いている。
- 〔委 員〕 掲出をする際は、是非古写真を添付していただきたい。文字の解説だけでなく、視覚的な資料にすることが良いと思う。
- 〔委 員〕 景観重要建築物等は、景観法ではなく鎌倉市都市景観条例に基づくものであるか。また、所有者からの申請制度なのか、制度そのものを教えてほしい。
- 〔事 務 局〕 そのとおりで、鎌倉市都市景観条例に基づくものである。所有者による申請制度ではなく、本市から指定をするもので、指定の際は現状変更の規制がかかるため、所有者から同意書を提出していただく。今回は市の別の部署が所有している建築物であるため、原課の承諾を得ている。また、指定までの流れは、県や市が歴史的建造物を調査し、作成したリストを基に、価値の高いものから所有者へ打診して指定をしている。猪熊邸（旧武基雄自邸）のように、所有者から申し出があったものについては、学術調査を行った上で指定している。
- 〔会 長〕 上げ下げ窓の棧の割り付け等も詳しく見ていくと、細々と変わっているところがある。復元の参照時点をどの時代にしたのか、その理由も説明できるようにすべきである。また、子ども向けのリーフレットを作成する等を検討してほしい。
- 〔委 員〕 諮問資料の 3. 建築的特徴（2）令和 5 年 3 月改修工事完了後の旧図書館建築概要と特徴について、当初形式踏襲の後に括弧書きで、経年による改変部分の復原含むとあるが、当初形式の踏襲とは言えない部分も多いため並列とすべきではないか。当初からの改変部分を明確にした上で、書き方を検討してほしい。
- 〔事 務 局〕 指定物件については必ず学術調査を行い、その所見に基づいて諮問資料を作成しているが、本件については登録有形文化財の登録が先行していたため、その所見の記述に基づいている。所見を作成したのは、横浜国立大学の大野敏教授であり、引用して景観重要建築物等の諮問資料とすることにも同意を得ている。文化財として復原するときの基準時をいつとしたかを改めて確認したい。

- 〔委員〕建物の説明が記載されたリーフレットを作成し、建物外にも配架してほしい。
- 〔事務局〕子ども向けの施設であるということも踏まえた上で、若い世代への周知の仕方を工夫したいと考えており、原課となる青少年課へ伝えたい。
- 〔会長〕以上、議題（１）の諮問事項について了承ということによろしいか。
- 〔一同〕異議なし。
- 〔会長〕それでは、議題（１）の諮問事項は了承とする。

（２）諮問事項 景観重要建築物等の指定変更について（鎌倉文学館）

事務局から資料に基づき、景観重要建築物等の指定変更について説明

- 〔委員〕建物外周に室外機基礎及び室外機が広範囲に配置されており、来館者から見えると思うが修景をする等の対処を検討しているか
- 〔関係課〕建物は中庭から掘り込んだ位置に１階があるため、来館者から南側の１階部分は見えにくい。加えて、外観に影響がないように、室外機を配置するところは修景を検討している。
- 〔委員〕承知した。階段から見下ろすと、室外機等が見えてしまうため、何らかの配慮をし、外観に留意してほしい。
- 〔委員〕審議範囲外ではあるが、南立面図を見ると鋼製建具は全て取り替えるとあり、鋼製建具は当初のものではないという理解でよいのか。それとも、当初のものであるが、劣化が著しいため取り替えるということか。
- 〔関係課〕昭和60年改修時に更新されたものは今回撤去して新設する。木製建具等で当初材が残っているものは、原則、補修をして使用する。
- 〔委員〕鋼製建具はほぼ全てオリジナルでないことを理解した。
- 〔事務局〕昭和60年に更新した鋼製建具も、劣化によって雨漏りが著しい状況である。機能上、雨を防ぐため取り替えはやむを得ないと考えている。
- 〔委員〕昭和60年改修以前の昭和11年の建具が鋼製だったのか木製だったのか等、できれば明らかにしてほしい。
- 〔会長〕やはり建物の履歴と、復原の参照時点を明らかにすることが重要である。
増築するエレベーター棟について、立面図で見たときに違和感があるため、斜め方向から見たパース図はないか。
- 〔事務局〕パース図は前回審議会の資料で示している。北側の住宅風となっている部分と外壁の色合わせを行うため、今回示している立面図ほどの違和感はないと思う。
- 〔会長〕以上、議題（２）の諮問事項について了承ということによろしいか。
- 〔一同〕異議なし。
- 〔会長〕それでは、議題（２）の諮問事項は了承とする。

（３）報告事項 景観重要建築物等敷地内での増築等について（鎌倉文学館）

事務局から資料に基づき、景観重要建築物等敷地内での増築等について説明

- 〔会長〕本館までの来館者動線について、招鶴洞という小さいトンネルを通過するものであったが、新規の来館者動線は招鶴洞を通過しない。景観重要建築物等としては、招鶴洞を通過するというアプローチの演出も重要であると考えするため、新しいルートができた経緯を知りたい。
- 〔関係課〕招鶴洞を通るルートが当初のアプローチである。昭和60年改修時に敷地中央を通る園路として階段を整備した。今回の改修では券売所を新設する副門から入り、招鶴洞に至る散策路を設け、バリアフリー対応のルートとする。招鶴洞も景観上重要であるので、来館者動線は複数用意している。

- 〔会 長〕 招鶴洞を通過する来館者動線が、当初のアプローチであったことを示すべきである。鎌倉の別荘地時代の特徴を生かしてほしい。
- 〔委 員〕 増築棟は黒い建物となっており、コンクリート基礎の巾木部分は耐候性塗料の黒が使われている。巾木が広範囲であり、耐候性塗料は傷みが目立ちやすいため、外壁の焼杉と色彩を無理に合わせずにコンクリート素地とするか、浸透性吸水防止剤を塗布する等、後々の劣化が目立たないような仕上げや色彩を検討してほしい。
- 〔委 員〕 志村会長から指摘があった通り、邸宅へのアプローチは演出として重要なので、復路は正門を通るようにするなど、来館者も通れるような機会を作してほしい。また、本館から見た増築棟がどのように見えるか、景観を阻害していないかを検証しているか知りたい。
- 〔事 務 局〕 本館2階は、鎌倉市景観計画の眺望点に指定しているため、増築部分がどのように見えるのかを検討した。敷地内の高低差が大きいことと、増築部分が平屋建ての片流れ屋根であり、その勾配がバラ園の敷地と同一の勾配であることから、増築棟の屋根が景観を遮ることはなく、本館から見ても大きく景観を阻害するようなものではないと判断した。
- 〔委 員〕 志村会長から指摘があった通り、アプローチが重要である。
- 〔事 務 局〕 委員の共通見解として、アプローチが重要であることを理解した。奥の招鶴洞を通る通路が当初のアプローチであることを、資料等で伝えることができないか、原課と相談したい。
- 〔委 員〕 管理棟について、既存の屋根瓦及び花崗岩を使っており、過去の素材を使用することは重要であるため、評価できる。デザインは何を踏襲し、どのように検討をしたのか知りたい。
- 〔関 係 課〕 旧前田邸は、昭和46年に建てられた比較的新しい建物であるが、建物規模が変わり、意匠を完全に踏襲することは難しかったため、屋根瓦と外壁の一部部材を残すこととした。
- 〔会 長〕 議題1、2と同様に、どの時代を参照点とするのが重要である。
一部印象的な部分を踏襲した管理棟が、施設全体にとって、どういう意味を持つのか説明する必要がある。ある程度の歴史ある建物を改修し、意匠を踏襲する際はどこまでの改変を許容できるか赤松委員の見解を聞きたい。
- 〔委 員〕 我々から事前に意見を伝える機会があれば、歴史的建造物の敷地内の増築に対して、どう歴史的な文脈を加味するか意見を伝えることができたと思う。
- 〔委 員〕 従前の旧前田邸はスパニッシュ様式であって、もう少し様式に忠実に作られていたのではないか。現在の案はスパニッシュ様式と少し異なる意匠に見えることから、本館と同じ敷地であるため、意匠は丁寧に計画してほしい。
- 〔会 長〕 事前に意見を伝える機会があると良かった。もし、検討できることがあれば、より良い形で実現してほしい。
- 〔委 員〕 バリアフリー対応をしたことで、車椅子の方が今までは立ち入ることができなかったところが、立ち入ることができるようになる箇所があれば、教えてほしい。
- 〔関 係 課〕 カフェ及びミュージアムショップに、車椅子の方が入ることができ、全てではないがバラ園も鑑賞できるように計画している。
- 〔関 係 課〕 補足となるが、車椅子の方はメインの出入口ではなく、1階の通用口から出入りし、従前、階段は人力で対応していたが、エレベーターの設置により、2階及び3階が見学しやすいようになる。
- 〔委 員〕 増築に至った、意図を知りたい。
- 〔関 係 課〕 本館を改修するにあたり、文学館全体の価値を高めるため、今まで使われていなかった敷地の利用を含めて検討した。小さい券売所を大きくし、沢山の方に来館してもらうことを目的に、ミュージアムショップ及びカフェを併設している。
- 〔宇治委員〕 飲食施設ばかりが増えることへの違和感もある。

〔会 長〕カフェの営業は民間委託となるのか。

〔関係課〕まだ確定していないが、指定管理として営業する予定である。

〔会 長〕カフェの収益を一部、建物の修繕費となる等の条件を設け、市民理解が得やすい構想としてほしい。

〔委員〕大手チェーン店ではなく、鎌倉市民が経営する個人店等を募集することで、市民にとって身近な感覚があると良いのではないか。

〔会 長〕以上、議題（３）の報告事項について了承ということによろしいか。

〔一同〕異議なし。

〔会 長〕それでは、議題（３）の報告事項は了承とする。

（４）報告事項 令和５年度景観計画実績報告について

事務局から資料に基づき、令和５年度景観計画実績報告について説明

〔会 長〕令和５年度の許認可の実績値についてはどちらに記載されているか。

〔事務局〕景観計画等に関する事務処理件数の推移（p. 36～）のグラフ右端の数値が令和５年度の事務処理件数である。

併せて、それぞれの事業のページにも記載している。

〔会 長〕本日の審議会をもって内容を確定するのか。

〔事務局〕本日の審議会の結果をもとに、市長決裁に内容を確定した後、ホームページ等で公開する予定である。

〔会 長〕以上、議題（４）の報告事項について了承ということによろしいか。

〔一同〕異議なし。

〔会 長〕それでは、議題（４）の報告事項は了承とする。